

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件
○廃川敷地等が生じた件

四四
四四

告示

福島県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和四年十月四日から令和五年二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま方木田店 福島県福島市大森字北島二千番一号
変更しようとする事項
- 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後十一時まで
（変更後）午前九時から午後十一時まで
（変更前）午前九時三十分から午後十一時三十分
（変更後）午前八時三十分から午後十一時三十分
変更しようとする年月日

令和四年九月八日

届出年月日

令和四年九月一日

届出をした者

みやぎ生活協同組合

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百七十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南会津建設事務所
に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名 一級河川阿賀野川水系阿賀川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年十月四日
- 三 廃川敷地等の位置 南会津郡南会津町藤字上川原百五十三番地五十七地内
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 二十三平方メートル

（河川計画課）